

新年のあいさつ

新年おめでとうございます

大雪で始まり、大雪と選挙で終わった昨年は、働く現場では増え続ける労働災害に歯止めがかからず、さらにブラック企業に見られる隠然とした劣悪な作業環境も一向に減らない。結果事業所でのメンタルヘルス不調者の増加は、事業所の規模を問わず喫緊の課題になっている。対策の目玉は今年の暮れに施行されるいわゆるストレスチェックだろう。検討会報告も出て、具体的なマニュアル待ちという段階だが、検討会報告を大幅に違った指針が出るとは思われない。まず周知徹底と事業所での対応が問われる。しかし多くの中小企業では今まで経験のない事業なので戸惑いも聞かれる。さらにセルフケアとこれをベースにした職場改善に繋げるためには何より産業保健のスタッフのフォローが大切で、スムーズに行いトラブルを起こさないための研修が欠かせない。当支援センターもできる範囲で協力したい。事業主の覚悟が問われる。職場改善の期待と共に実行への不安も消せない。来年のあいさつはどんな内容になるのだろう。今年はいよいよ穏やかな年になりますよう祈念します。



コラム ～前回からの続き～

健康診断後の面談です。A 事業所では検診対象者の3分の1が面談対象者で120名、15分の予定で何時間になるでしょうか。サービス業で、勤務時間はまちまちで忙しい勤務の間を縫っての面談。予定時間が少しでも超過すると「まだ終わりませんか」と催促。廊下から覗ける窓付きの会議室故のお粗末さです。

内容は初めての方は、入社時期、きっかけ等々。同居家族(歴)。独身、離婚、シングルマザー等多様な家族形態に戸惑います。既婚者で離婚、死別された方、または一人の方は彼氏、彼女の有無、結婚の予定、婚活等を聞きます。そうメンタルヘルスのサポートで愚痴が言える人がいることは大切なことです。自覚症状は多彩で意味がありそうですが、検診後4ヶ月にもなってからの腹痛などは、聞く方も白けます。しかし眼の訴えは意外と多く老眼を含めた視力の調整やドライアイの指導、50歳以上は眼科の検診の勧め等意味がありそうです。先般夕方になると眼が疲れるとの方、実際夕方の面談で少し結膜の充血も見られ、聞くと作業機の白いシートがまぶしいとのこと。職場を訪ねると了解できました。

早速、替えるように指示しました。治療中の疾患のある人はその確認とケースによっては職場での注意事項がないか検討します。安全配慮義務のチェックです。検査結果は、できるだけ経年的変化に考慮して保健指導を心がけています。血圧の変化は重要です。体重も同様。結構微妙に連動している多いです。体重減少、血圧低下のインセンティブになります。食事療法、運動の指導も必要に応じてします。脂質は悩ましいところですが、「今後10年間の冠動脈疾患死亡リスク」(日本動脈硬化学会)により他のリスクのない女性では、指導の対象者にしていません。喫煙者の面談もつらいです。その健康リスクは十分に分かっているので余計にこずることになります。もっとも検診結果に喫煙の情報のないのがあり、面談のモチベーションが落ちます。

自覚症状で眠れない、イライラする等メンタルがらみの項目は最重要です。うつ等の診療まで結びついたものはありませんが、面談時に今後もチェックしていかなければならないケースには遭遇しました。

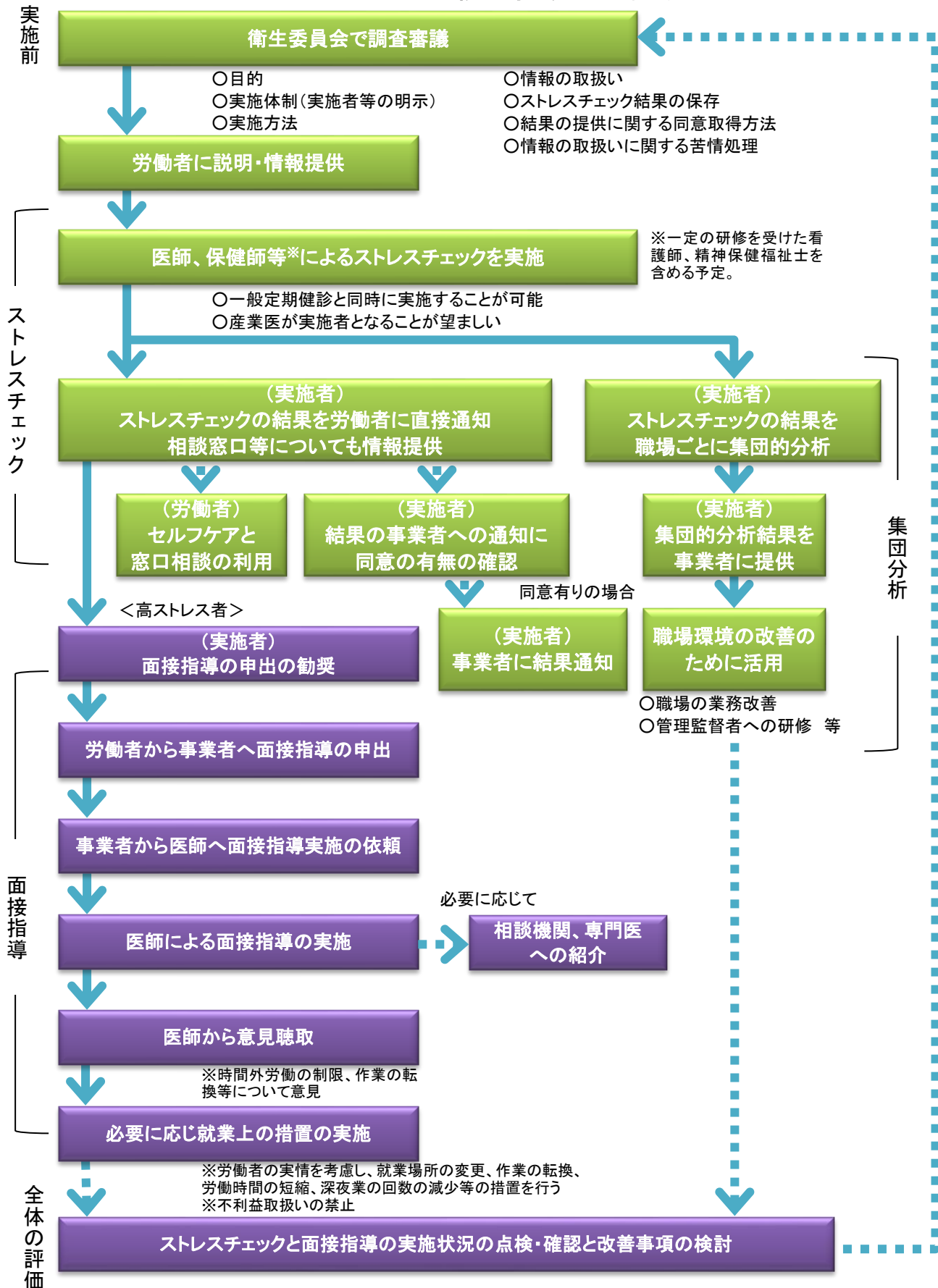
最も来年より始まる、いわゆるストレスチェックは、セルフケアに主眼があるとはいえ、大いに期待される場所です。さらに忙しくなるかもしれませんが。

改正労働安全衛生法について

昨年改正された労働安全衛生法におけるストレスチェック制度については、今年12月1日の施行に向け、具体的な運用方法を示す厚生労働省令や指針の策定のため、現在までに5回の検討会が開催され、報告書（案）が示されています。その概要は以下のとおりです。

ストレスチェック制度の流れ図

＜ストレスチェックと面接指導の実施に係る流れ＞

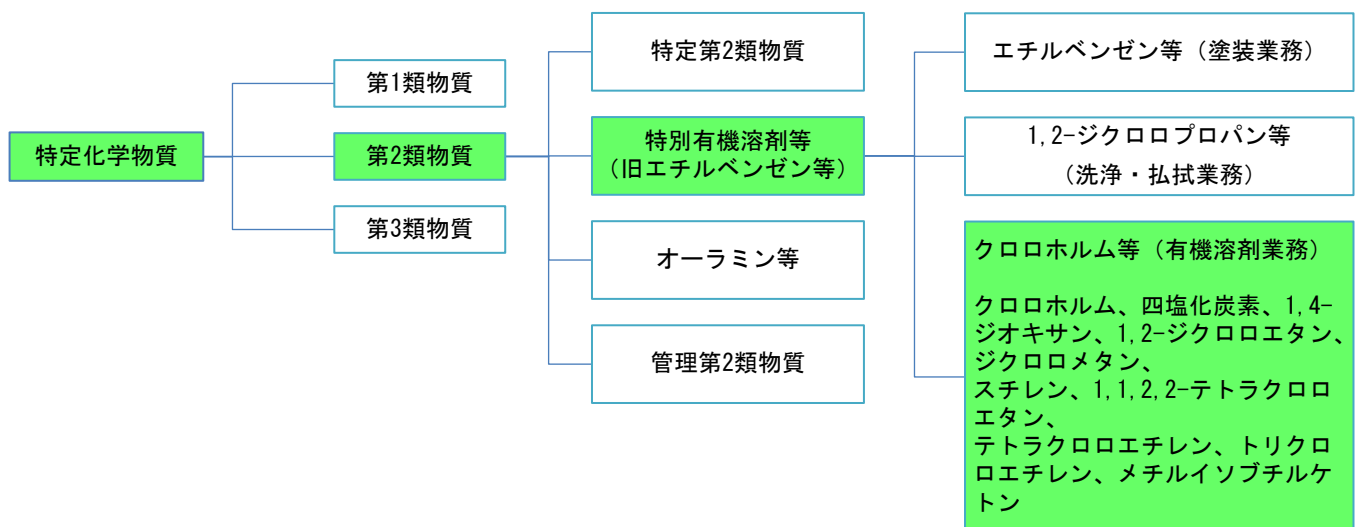


特化則の改正について

化学物質については、厚生労働省では事業場からの「有害物ばく露作業報告」に基づきリスク評価を実施し、必要な法令改正が行われておりますが、新たに「クロロホルムほか9物質」についての規制が加わり、平成26年11月1日施行されました。概要は以下のとおりです。

クロロホルムほか9物質の健康障害防止対策

クロロホルムほか9物質は、これまで有機溶剤の中に位置づけられていましたが、発がん性を踏まえた今回の改正により、特定化学物質の第2類物質の「特別有機溶剤等」の中に位置づけられるとともに、特別管理物質になりました。



あわせて、これまで「エチルベンゼン等」として分類されていたエチルベンゼン等、1,2-ジクロロプロパン等も「特別有機溶剤等」の中に位置づけられました。

今回の改正の概要

(分類) 特定化学物質 第2類物質 (特別有機溶剤等)、特別管理物質
表示対象物質、SDS交付対象物質

(適用の業務) 屋内作業場等で行う有機溶剤業務

(主な規制)

- ・容器・包装への表示
 - ・SDSの交付
 - ・発散抑制措置 (局所排気装置の設置等)
 - ・局所排気装置の性能
制御風速 (囲い式: 0.4m/s、外付け式: 上方 1.0m/s、下方・側方 0.5m/s)
 - ・作業主任者の選任
有機溶剤主任者講習修了者より**特定化学物質作業主任者を選任**
 - ・作業環境測定
6ヶ月に1回測定、評価、**30年間保存** (一部3年間保存)
 - ・特殊健康診断
雇入・作業転換時、6ヶ月に1回健診 (配置転換後も同様)、**30年間保存** (一部5年間保存)
 - ・特別管理物質としての措置
作業記録の作成、記録の30年間の保存、有害性等の掲示、記録の報告
- (施行日) 平成26年11月1日
(経過措置) 発散抑制措置・作業主任者・測定は1年間猶予 (新規に規制となった濃度範囲等)
※特化物として通常適用を受ける、ぼろ等の処理 (特化則第12-2)、設備の改造等 (同第22、第22-2)、立入禁止措置 (同第24)、休憩室 (同第37)、洗浄設備 (同第38)、喫煙・飲食等の禁止 (同第38-2)、呼吸用保護具 (同第43)、保護衣等の備え付け等 (同第44) については**今回の措置対象としない。** (今後ばく露実態調査によるリスク評価結果に基づき検討)

長野産業保健総合支援センターからのお知らせ



「信州さんぽメールマガジン」をお届けします！

長野産業保健総合支援センターからお知らせいたします。
センターでは利用者の皆さまへ、産業保健に関する最新情報などを掲載している「信州さんぽメールマガジン」を定期的に（月1回程）お届けいたします。
その内容は、

- ① 産業保健に関するトピックス
- ② 研修会に関するご案内
- ③ その他のお知らせ等について



などです。

「信州さんぽメールマガジン」の配信をご希望の方は、下記の「配信申込書」又は当センターのホームページ (<http://www.nagano-sanpo.jp/>) からご登録いただきますよう、お願いいたします。

なお、お預かりしたアドレス等の個人情報は、「信州さんぽメールマガジン」の配信ならびに長野産業保健総合支援センターからのお知らせ以外には使用いたしません。

お申し込み先

FAX : 026-225-8535

長野産業保健総合支援センター

TEL : 026-225-8533
E-mail : sanpo20@mse.biglobe.ne.jp

信州さんぽメールマガジン配信申込書

※メールアドレスは
鮮明にご記入ください。

フリガナ		TEL		FAX	
事業所名等					
フリガナ		所在地	〒		
配信先氏名					
職種	産業医・医師等 / 産業看護職（保健師・看護師等） / 衛生管理者 / 安全衛生担当者 人事労務担当者 / 経営者・事業主 / その他（ ）				
メールアドレス					
連絡事項					